

7 その他

第7-1 文京区地域危険度一覧表

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
大塚1丁目	台地1	0.44	4376	1	0.01	4393	1	0.23	0.1	4023	1
大塚2丁目	台地1	0.79	3765	1	0.03	3416	1	0.17	0.14	3671	1
大塚3丁目	台地1	0.85	3620	1	0.01	4121	1	0.11	0.09	4127	1
大塚4丁目	谷底低地3	2.77	1285	2	0.58	906	3	0.22	0.74	934	3
大塚5丁目	台地1	1.77	2006	2	0.17	1939	2	0.22	0.43	1749	2
大塚6丁目	台地1	3.57	956	3	1.93	267	4	0.31	1.7	232	4
音羽1丁目	谷底低地2	1.47	2429	2	0.02	3904	1	0.21	0.31	2339	2
音羽2丁目	谷底低地2	1.41	2522	2	0.04	3402	1	0.15	0.22	2973	1
春日1丁目	台地1	0.43	4385	1	0	4614	1	0.14	0.06	4420	1
春日2丁目	台地1	1.06	3182	1	0.05	3106	1	0.2	0.23	2947	1
小石川1丁目	谷底低地3	1.95	1828	2	0.04	3238	1	0.13	0.26	2736	2
小石川2丁目	台地1	1.64	2168	2	0.1	2504	2	0.26	0.44	1693	2
小石川3丁目	台地1	2.44	1468	2	0.1	2477	2	0.27	0.69	1016	3
小石川4丁目	台地1	1	3303	1	0.02	3729	1	0.2	0.21	3097	1
小石川5丁目	台地1	1.51	2348	2	0.03	3684	1	0.11	0.17	3440	1
後楽1丁目	谷底低地3	0.1	4936	1	0	5062	1	0.12	0.01	4962	1
後楽2丁目	谷底低地3	2.32	1553	2	0.11	2338	2	0.13	0.31	2318	2
小日向1丁目	台地1	1.26	2802	2	0.06	2937	1	0.33	0.43	1726	2
小日向2丁目	台地1	1.44	2465	2	0.08	2732	2	0.37	0.56	1284	2
小日向3丁目	谷底低地2	3.24	1091	3	0.28	1499	2	0.35	1.23	446	3
小日向4丁目	谷底低地2	1.39	2549	2	0.01	4049	1	0.2	0.28	2550	2
水道1丁目	谷底低地2	1.57	2279	2	0.03	3504	1	0.18	0.29	2470	2
水道2丁目	谷底低地2	2.86	1236	2	0.1	2447	2	0.15	0.45	1670	2
関口1丁目	谷底低地2	1.87	1918	2	0.05	3076	1	0.11	0.22	2991	1
関口2丁目	台地1	0.42	4401	1	0	4719	1	0.25	0.11	3972	1
関口3丁目	台地1	0.72	3898	1	0.01	4334	1	0.23	0.17	3416	1
千石1丁目	谷底低地2	2.99	1178	3	0.49	1040	3	0.26	0.92	707	3
千石2丁目	台地1	2.17	1646	2	0.2	1791	2	0.29	0.69	1004	3
千石3丁目	台地1	1.79	1983	2	0.14	2108	2	0.22	0.43	1740	2
千石4丁目	台地1	3.46	994	3	0.95	602	3	0.18	0.78	874	3
千駄木1丁目	台地1	2.56	1387	2	0.49	1041	3	0.31	0.95	660	3
千駄木2丁目	谷底低地2	4.82	620	3	1.17	483	3	0.25	1.49	298	4
千駄木3丁目	谷底低地2	3.62	943	3	0.58	909	3	0.21	0.89	738	3
千駄木4丁目	谷底低地2	3.49	985	3	0.59	900	3	0.16	0.67	1033	3
千駄木5丁目	台地1	3.29	1061	3	2.28	219	4	0.32	1.78	213	4
西片1丁目	台地1	1.28	2741	2	0.03	3640	1	0.21	0.27	2584	2
西片2丁目	台地1	2.25	1596	2	0.24	1612	2	0.27	0.68	1022	3
根津1丁目	谷底低地2	2.84	1247	2	0.29	1473	2	0.19	0.61	1180	3

資料編
7 その他

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
根津2丁目	谷底低地2	6.42	331	4	1.55	349	4	0.19	1.53	287	4
白山1丁目	谷底低地2	3.79	888	3	0.36	1294	2	0.16	0.68	1023	3
白山2丁目	台地1	2.66	1342	2	0.32	1361	2	0.22	0.65	1096	3
白山3丁目	谷底低地2	3.81	884	3	0.15	2066	2	0.21	0.83	812	3
白山4丁目	台地1	2.43	1478	2	0.55	948	3	0.36	1.07	561	3
白山5丁目	台地1	1.26	2778	2	0.06	3021	1	0.19	0.25	2789	2
本駒込1丁目	台地1	2.34	1540	2	0.19	1848	2	0.25	0.64	1103	3
本駒込2丁目	台地1	1.52	2341	2	0.22	1708	2	0.28	0.48	1550	2
本駒込3丁目	台地1	2	1786	2	0.21	1731	2	0.2	0.44	1702	2
本駒込4丁目	台地1	2.5	1424	2	0.15	2097	2	0.1	0.27	2606	2
本駒込5丁目	台地1	2.61	1363	2	0.29	1461	2	0.12	0.35	2139	2
本駒込6丁目	台地1	0.72	3908	1	0.01	4180	1	0.08	0.06	4454	1
本郷1丁目	台地1	0.63	4076	1	0.01	4252	1	0.14	0.09	4135	1
本郷2丁目	台地1	1.44	2464	2	0.03	3638	1	0.11	0.17	3425	1
本郷3丁目	台地1	1.3	2696	2	0.02	3769	1	0.09	0.12	3902	1
本郷4丁目	台地1	2.73	1309	2	0.13	2200	2	0.23	0.65	1098	3
本郷5丁目	台地1	2.84	1246	2	0.37	1272	2	0.33	1.04	580	3
本郷6丁目	台地1	2.72	1321	2	0.19	1818	2	0.25	0.72	962	3
本郷7丁目	台地1	0.04	5065	1	0	4857	1	0.12	0	5080	1
向丘1丁目	台地1	2.32	1549	2	0.25	1599	2	0.2	0.52	1412	2
向丘2丁目	台地1	2.16	1654	2	0.23	1665	2	0.2	0.49	1530	2
目白台1丁目	台地1	0.9	3515	1	0.02	3832	1	0.3	0.27	2574	2
目白台2丁目	台地1	1.65	2150	2	0.12	2304	2	0.16	0.29	2451	2
目白台3丁目	台地1	2.13	1685	2	0.25	1590	2	0.33	0.79	864	3
弥生1丁目	台地1	0.66	4015	1	0.02	3776	1	0.13	0.09	4167	1
弥生2丁目	台地1	1.15	2988	1	0.03	3673	1	0.21	0.25	2784	2
湯島1丁目	台地1	0.48	4304	1	0	4584	1	0.09	0.04	4594	1
湯島2丁目	台地1	1.78	1994	2	0.08	2738	2	0.1	0.19	3240	1
湯島3丁目	台地1	2.13	1683	2	0.05	3100	1	0.1	0.23	2931	1
湯島4丁目	台地1	1.22	2851	1	0.05	3186	1	0.21	0.26	2675	2

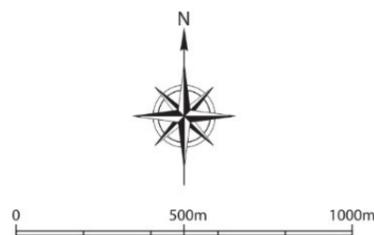
※資料引用：東京都不燃化ポータルサイト、地震に関する地域危険度測定調査 地域危険度一覧表
(区市町別) 文京区、

<https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/area-hazard-level/regional-risk-list/bunkyo/index.html>

第7-2 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図

緊急道路障害物除去路線(区)

国・都の選定路線に連絡した道路で
避難所、備蓄倉庫、給水拠点、
救急病院等を結ぶ経路



◆ 東京都指定緊急輸送道路

- (1) 第一次緊急輸送道路
 - ① 都道8号(目白通り)
 - ② 国道254号(春日通り)
 - ③ 国道17号(本郷通り)
 - ④ 区道900号(蔵前橋通り)
 - ⑤ 都道8号(新目白通り)
 - ⑥ 都道405号(外堀通り)
- (2) 第二次緊急輸送道路
 - ⑦ 都道437号(不忍通り)
 - ⑧ 都道301号(白山通り)
 - ⑨ 都道455号(本郷通り)
 - ⑩ 区道870号
 - ⑪ 都道319号(言問通り)
 - ⑫ 都道453号(春日通り)
 - ⑬ 都道435号(音羽通り)
 - ⑭ 都道436号(千川通り)
 - ⑮ 都道458号(白山小台通り)
 - ⑯ 区道文台3号
 - ⑰ 区道文台2号
 - ⑱ 区道836号
- (3) 第三次緊急輸送道路
 - ⑲ 都道435号
 - ⑳ 都道457号(道灌山通り)

道路区分

- 第一次緊急輸送道路(国・都)
- 第二次緊急輸送道路(都)
- 第三次緊急輸送道路(都)
- その他障害物除去路線(都)
- 緊急道路障害物除去路線(区)



第7-3 受援対象業務一覧表

No	対象業務	主担当部
1	広報活動	災対情報部
2	広聴活動	災対情報部
3	区有施設の調査、復旧	災対建築部
4	食料・生活必需品の供給	災対区民部
5	住家被害認定調査	災対区民部
6	り災証明書の発行	災対区民部
7	帰宅困難者の支援	災対区民部
8	し尿対策	災対区民部
9	遺体の処理	災対福祉部
10	避難所の管理・運営支援	避難所運営部
11	妊産婦・乳児救護所の支援	避難所運営部
12	保育再開の支援	災対保育部
13	応急医療救護	医療救護部
14	保健衛生	医療救護部
15	精神保健衛生	医療救護部
16	防疫対策	医療救護部
17	要配慮者の支援	災対福祉部
18	災害廃棄物の処理	災対区民部
19	住家の解体撤去	災対建築部
20	被災建築物応急危険度判定	災対建築部
21	被災宅地の危険度判定	災対建築部
22	応急仮設住宅の確保	災対建築部
23	住宅の応急修理業務	災対建築部
24	道路障害物の除去	災対土木部
25	道路、橋梁等の調査・復旧	災対土木部
26	公園の調査・復旧	災対土木部
27	給水活動	災対土木部
28	学校授業再開の支援	災対教育部
29	文化財の調査・保全	災対教育部
30	災害弔慰金等の支給	災対福祉部
31	動物救護活動	医療救護部
32	アスベスト飛散防止	災対区民部

第7-4 医薬品等の調達手順

① 区市町村の備蓄品を使用する

災害発生時には区市町村の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。

② 都の備蓄品を使用する

区市町村の備蓄が不足する場合に、区市町村は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。）。

区市町村での調達が不可能な場合

③ 区市町村が卸から調達する

区市町村は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は、災害薬事センターがとりまとめて行う。）。

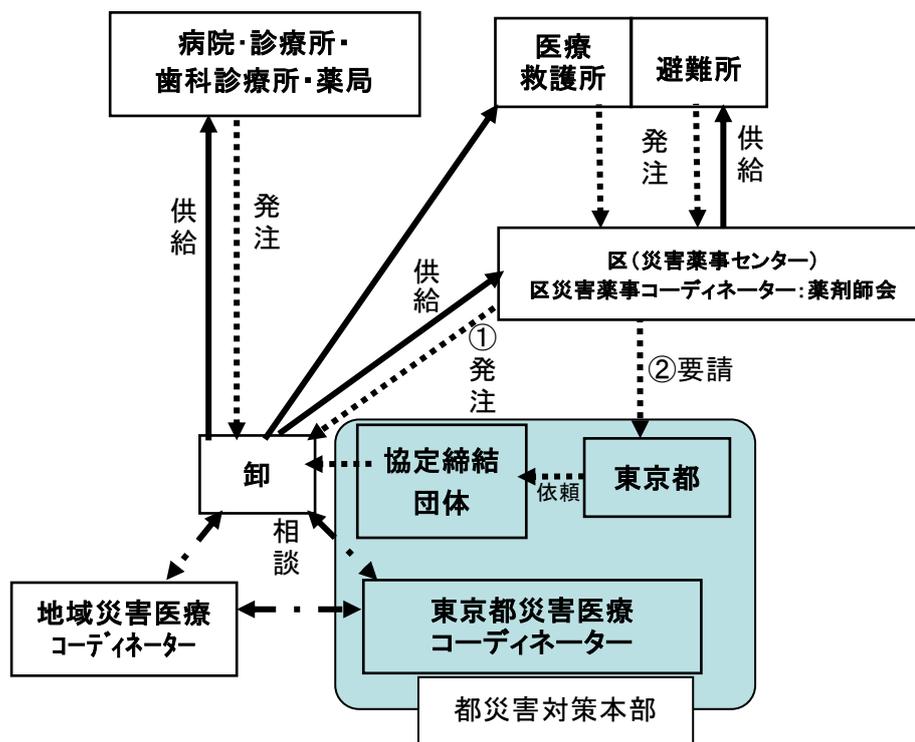
③ 都が卸から調達する

区市町村は、都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、区市町村へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ納品する。）。

第7-5 卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ



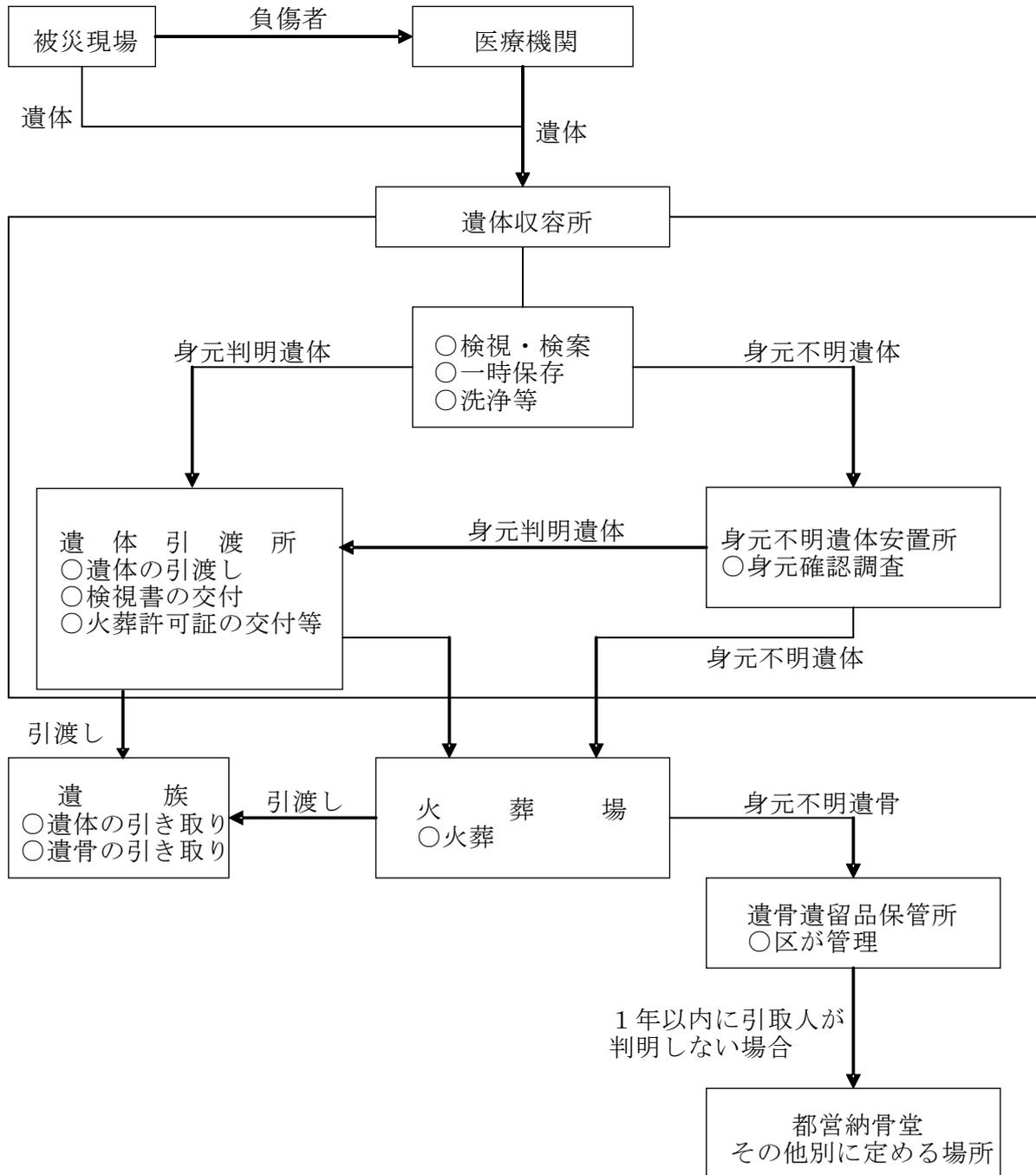
- ① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ② 区市町村での調達が不可能な場合は、区市町村は、都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は、以下のとおりとする。

(医療救護所)

発注：区災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

第7-6 遺体取扱いの流れ



第7-7 地震その時の10のポイント

1 地震だ！まず身の安全

- ・ 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。
- ・ 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

高層階（概ね10階以上）での注意点

- ・ 高層階では、揺れが数分続くことがある。
- ・ 大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。

2 落ち着いて 火の元確認 初期消火

- ・ 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
- ・ 出火した時は、落ち着いて消火する。

3 あわてた行動 けがのもと

- ・ 屋内での転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- ・ 瓦や窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。

4 窓や戸を開け 出口を確保

- ・ 揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。

5 門や塀には 近寄らない

- ・ 屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

6 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否

- ・ わが家の安全を確認後、近隣の安否や出火の有無をお互いに確認し合う。

7 協力し合って 消火・救出・応急救護

- ・ 近隣で火災を発見した場合は、街頭消火器などにより、協力し合って消火を行い、延焼を防ぐ。
- ・ 倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

8 正しい情報 確かな行動

- ・ 行政、放送局、鉄道会社などから発信される正しい情報を得る。

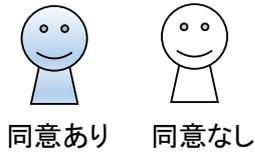
9 避難の前に 安全確認 電気・ガス

- ・ 避難が必要な時には、復電時の電気機器のショートなど、通電火災が発生する可能性やガス漏れの発生を防ぐため、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めてから避難する。

10 火災や津波 確かな避難

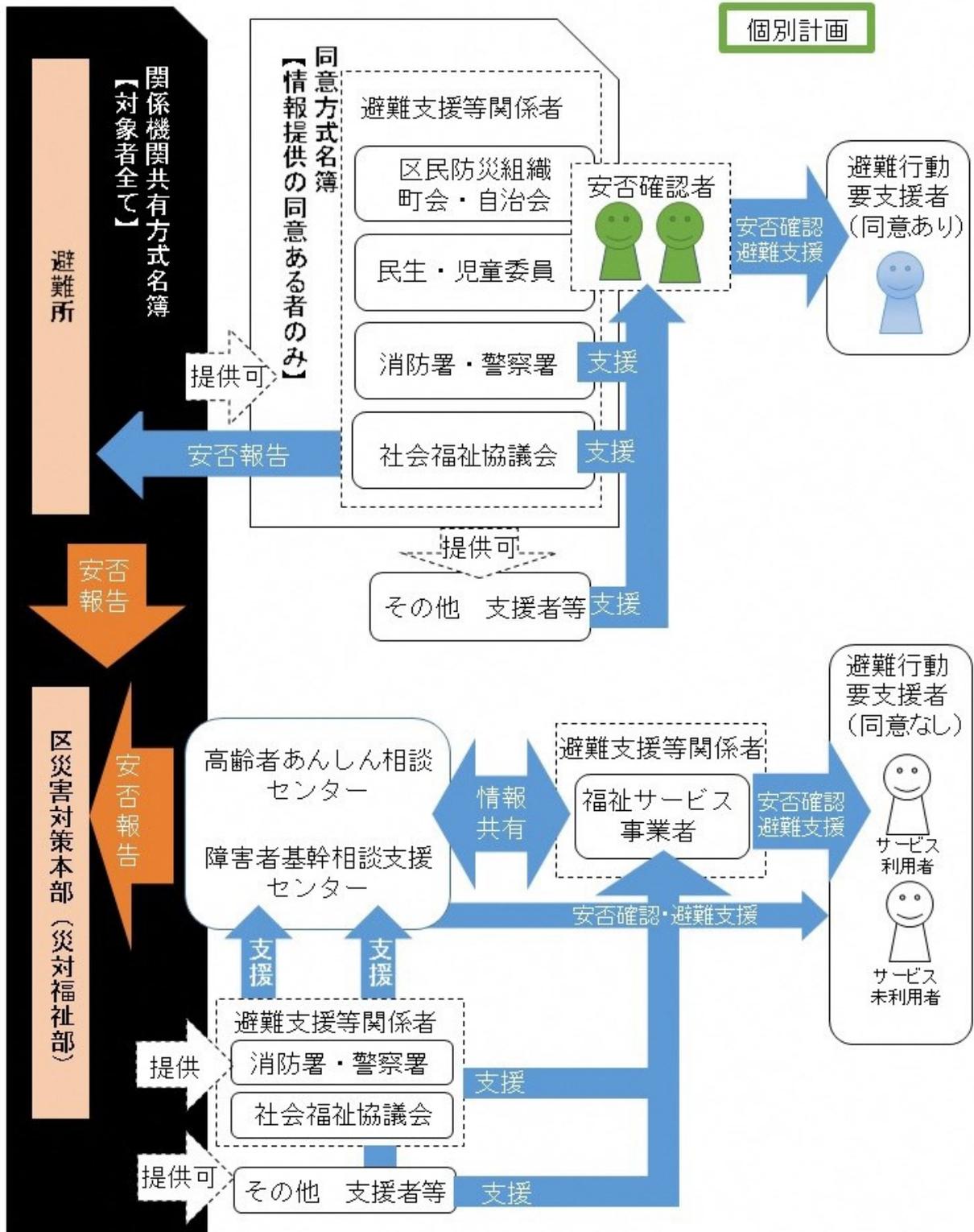
- ・ 地域で大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら声を掛け合い、一時集合場所や避難場所に避難する。
- ・ 沿岸部や川沿いでは、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。

第7-8 避難行動要支援者の安否確認から避難までの流れ



個別避難計画を活用し、安否確認者による安否確認や避難支援、情報伝達等を行う。

また、緊急時においては、同意の有無に関わらず、必要な限度で名簿情報を支援者へ提供できることとし、安否確認、避難支援を行う。



第7-9 庁有車車種別配置一覧表

(令和6年3月31日現在)

所属部	所管	次世代自動車			その他		計
		電気自動車	区分	ハイブリッド車	その他低公害車	小型特殊自動車	
総務部	総務課	1	リース	3	1		5
	防災課				2		2
	危機管理課	1	購入				1
保健衛生部	生活衛生課	1	購入		1		2
土木部	管理課			1			1
	道路課			1	7	1	9
	みどり公園課	1	購入		1	1	3
資源環境部	文京清掃事務所				8		8
	文京清掃事務所 本郷分室	1	リース		2		3
	文京清掃事務所 播磨坂清掃事業所			14	2		16
教育推進部	学務課（八ヶ岳高原学園）				1		1
計		5		19	25	2	51

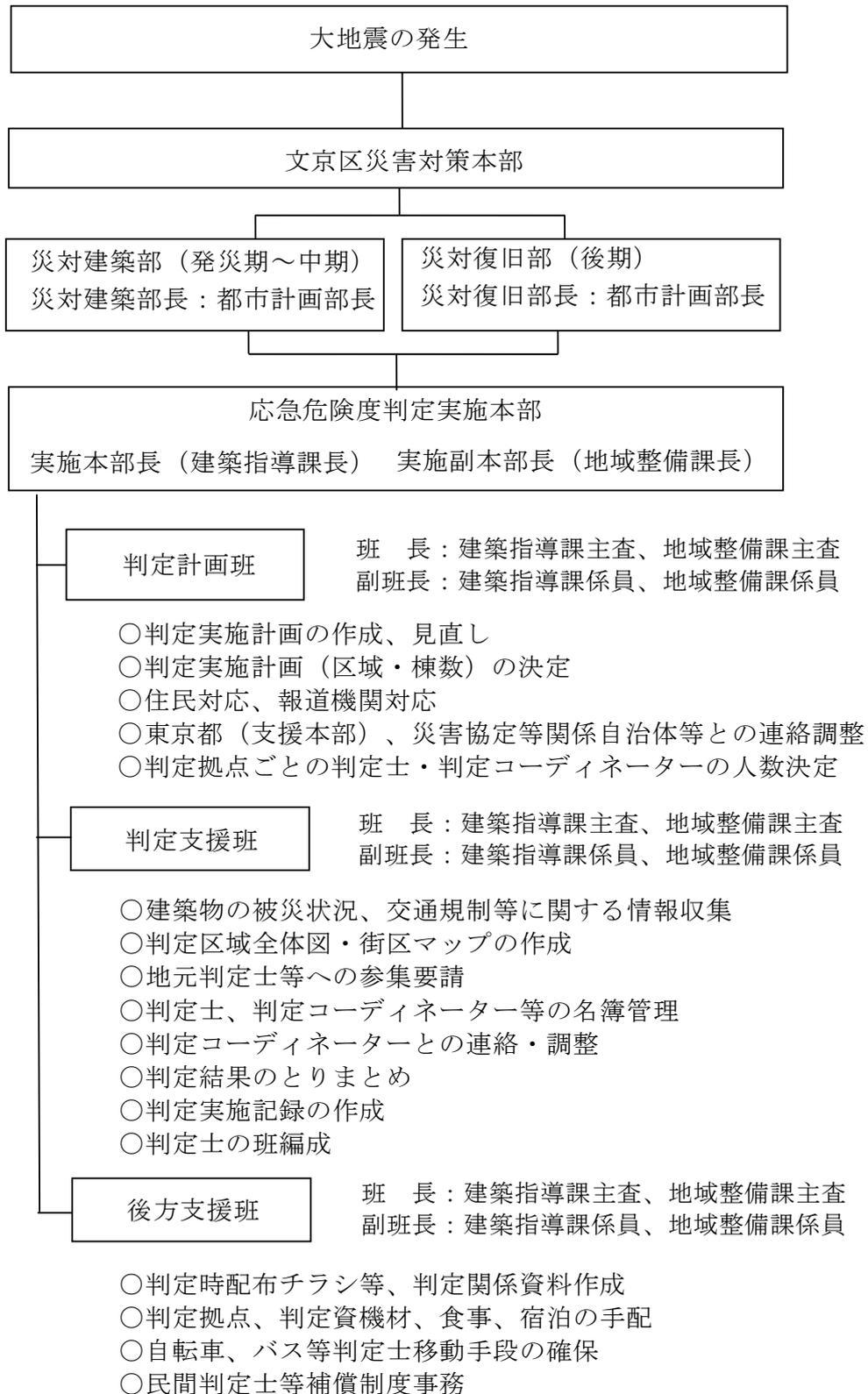
第7-10 地区集積所候補地一覧表

発災後、候補地の中から区が地区集積所を指定します。



No	園名	所在地	区分
1	後楽	後楽1-6	公園
2	礪川	春日1-15	公園
3	春日二丁目	春日2-11	児童遊園
4	はつね広場	小石川1-9	公園
5	小石川一丁目	小石川1-24	児童遊園
6	井上	小石川3-20	公園
7	八千代町	小石川3-30	児童遊園
8	小石川四丁目	小石川4-13	児童遊園
9	竹早	小石川5-9	公園
10	久堅	小石川5-27	公園
11	丸山新町(ふねこうえん)	白山1-27	公園
12	白山二丁目第二	白山2-25	児童遊園
13	白山三丁目	白山3-6	児童遊園
14	白山四丁目第二	白山4-4	児童遊園
15	白山四丁目	白山4-37	児童遊園
16	白山五丁目	白山5-12	児童遊園
17	白山五丁目第二	白山5-35	児童遊園
18	千石	千石1-4	公園
19	林町	千石1-6	児童遊園
20	千石一丁目	千石1-24	児童遊園
21	氷川下	千石3-5	児童遊園
22	文京宮下	千石4-23	公園
23	千石四丁目	千石4-40	児童遊園
24	水道一丁目	水道1-6	児童遊園
25	茗荷谷(りすこうえん)	小日向1-19	児童遊園
26	新大塚	大塚1-8	公園
27	大塚仲町	大塚3-12	公園
28	大塚窪町	大塚3-26	公園
29	窪町東	大塚3-30	公園
30	大塚五丁目	大塚5-16	児童遊園
31	大塚坂下町	大塚6-10	公園
32	関口一丁目	関口1-9	児童遊園
33	関口三丁目	関口3-2	公園
34	肥後細川庭園	目白台1-1	公園
35	目白台三丁目	目白台3-15	児童遊園
36	文京雑司ヶ谷ひろば	目白台3-29	児童遊園
37	元町	本郷1-1	公園
38	春木町	本郷3-43	公園
39	真砂	本郷4-8	児童遊園
40	清和	本郷4-22	公園
41	台町	本郷5-13	児童遊園
42	台町第二	本郷5-18	児童遊園
43	本郷五丁目	本郷5-22	児童遊園
44	森川町	本郷6-10	児童遊園
45	新花	湯島2-31	公園
46	清水坂上	湯島3-2	児童遊園
47	湯島三丁目	湯島3-26	児童遊園
48	西片	西片2-3	公園
49	西片二丁目	西片2-19	児童遊園
50	向丘一丁目	向丘1-10	児童遊園
51	向丘二丁目	向丘2-12	児童遊園
52	弥生	弥生2-9	児童遊園
53	八重垣第一	根津1-17	児童遊園
54	根津二丁目	根津2-22	児童遊園
55	須藤	千駄木3-4	公園
56	千駄木三丁目第二	千駄木3-12	児童遊園
57	駒込林町	千駄木3-15	公園
58	団子坂上広場	千駄木5-4	公園
59	西林ひろば	千駄木5-11	児童遊園
60	千駄木	千駄木5-17	児童遊園
61	竜光寺	本駒込1-5	児童遊園
62	駕籠町	本駒込2-10	公園
63	本駒込二丁目第二	本駒込2-12	児童遊園
64	本駒込三丁目	本駒込3-11	児童遊園
65	駒込	本駒込3-18	公園
66	本駒込	本駒込3-22	児童遊園
67	神明	本駒込4-13	公園
68	動坂	本駒込4-18	公園
69	神明都電車庫跡	本駒込4-35	公園
70	富士前	本駒込5-17	公園
71	神明北	本駒込5-67	公園

第7-11 応急危険度判定実施本部組織図



第7-12 災害弔慰金の支給内容

種別	内容
対象となる災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1つの区市町村の区域内において、5世帯以上の住家が滅失した場合の災害 ○ 都道府県内において、5世帯以上の住居が滅失した区市町村が3つ以上ある場合の災害 ○ 都道府県内において、災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 ○ 災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国 2分の1 ○ 都 4分の1 ○ 区 4分の1
支給対象	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母 ※上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 ○ その以外の場合 250万円 ※災害障害見舞金の支給を受けている場合は、災害弔慰金から、その災害障害見舞金の額を控除する。

第7-13 災害障害見舞金の支給内容

種別	内容
対象となる災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1つの区市町村の区域内において、5世帯以上の住家が滅失した場合の災害 ○ 都道府県内において、5世帯以上の住居が滅失した区市町村が3つ以上ある場合の災害 ○ 都道府県内において、災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 ○ 災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国 2分の1 ○ 都 4分の1 ○ 区 4分の1
支給対象	災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 ○ それ以外の場合 125万円

第7-14 災害援護資金の貸付内容

種別	内容（国制度）	内容（都制度）
対象となる災害	○区内において災害救助法が適用された場合 ○都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合	
経費負担	○国 3分の2 ○都 3分の1	○都 10分の10
貸付対象	自然災害により家屋等の被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 ○1人世帯 220万円 ○2人世帯 430万円 ○3人世帯 620万円 ○4人世帯 730万円 ○5人以上世帯 730万円に世帯人員が1人増す毎に30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	
貸付額	ア 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円 イ 家財等の損害 (ア) 家財の3分の1以上の損害 150万円 (イ) 住居の半壊 170万円(250万円) (ウ) 住居の全壊 250万円(350万円) (エ) 住居の全体が滅失又は流失 350万円 ウ 前記 アとイの重複の場合 (ア) ア+イの(ア)の重複 250万円 (イ) ア+イの(イ)の重複 270万円(350万円) (ウ) ア+イの(ウ)の重複 350万円 〔ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は()内の額〕	次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付 ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷 イ 家財の1/3以上の損害 ウ 住居の半壊 エ 住居の全壊 オ 住居の全体が滅失又は流失
貸付条件	○据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) ○償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年) ○償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ○貸付利率 年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子) ○延滞利息 国の債権の管理等に関する法律施行令第	○据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) ○償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年) ○償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ○貸付利率 年1%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子) ○延滞利息 国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件(昭和32年1月大蔵省告示第8号)で定める率

種別	内容（国制度）	内容（都制度）
	<u>29条第1項本文に 規定する財務大臣が 定める率を定める件 （昭和32年1月大 蔵省告示第8号）で 定める率</u>	

第7-15 生活福祉資金の貸付内容

(1) 生活福祉資金（福祉資金）

種別	内容
貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
実施主体	東京都社会福祉協議会
貸付金額	1世帯 150万円以内
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ○据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内 ○償還期間 据置期間経過後7年以内 ○貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間中は無利子） ○連帯保証人 原則必要 ○償還方法 月賦 ○申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、文京区社会福祉協議会に申し込む。

(2) 生活福祉資金（緊急小口資金）

種別	内容
貸付対象	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯
実施主体	東京都社会福祉協議会
貸付金額	1世帯 10万円以内
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ○据置期間 貸付けの日から2ヶ月以内 ○償還期間 据置期間経過後12ヶ月以内 ○貸付利率 無利子 ○連帯保証人 不要 ○償還方法 月賦 ○申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、文京区社会福祉協議会に申し込む。

第7-16 被災者生活再建支援金の支給内容

【国制度】

内	容										
1	根拠法令 被災者生活再建支援法										
2	実施主体 都(ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。)										
3	対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村 (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。) (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。) (6) (1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口5万人未満に限る。)										
4	制度の対象となる被災世帯 3の自然災害により (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)										
5	支援金の支給額 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 4(1)に該当</th> <th>解体 4(2)に該当</th> <th>長期避難 4(3)に該当</th> <th>大規模半壊 4(4)に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊 4(1)に該当	解体 4(2)に該当	長期避難 4(3)に該当	大規模半壊 4(4)に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 4(1)に該当	解体 4(2)に該当	長期避難 4(3)に該当	大規模半壊 4(4)に該当							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円							
	(2) ア住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(中規模半壊世帯以外)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)								
支給額	200万円	100万円	50万円								
	※一旦住宅を賃借し50万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円										
	イ住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(中規模半壊世帯)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	100万円	50万円	25万円		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)								
支給額	100万円	50万円	25万円								
	※一旦住宅を賃借し25万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で100(又は50)万円										

【都制度】

内		容		
1	根拠法令	東京都被災者生活再建支援事業実施要綱		
2	実施主体	区市町村		
3	対象となる自然災害	都内において被災者生活再建支援法が適用された区市町村が1以上ある自然災害		
4	制度の対象となる被災世帯	国制度の対象となる被災世帯に加え、住宅が半壊した世帯		
5	支援金の支給額（上限額）	(※ 世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)		
		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
	全壊・解体・長期避難	300万円	200万円	150万円
	大規模半壊	250万円	150万円	100万円
中規模半壊	国制度該当	100万円	70万円	55万円
	国制度非該当	200万円	120万円	80万円
	半壊	200万円	120万円	80万円
※一旦住宅を賃借し賃借分の被災者生活再建支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合の支給額は下表のとおり。				
		建設・購入	補修	
	全壊・解体・長期避難	150万円	50万円	
	大規模半壊	150万円	50万円	
中規模半壊	国制度該当	45万円	15万円	
	国制度非該当	120万円	40万円	
	半壊	120万円	40万円	

第7-17 東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所

<洪水、高潮、堤防・護岸の強さ、陸閘>

No	河川名	左右岸	位置（目標）	陸閘（m）	所管事務所
1	神田川	右	新宿区新小川町～水道町 （隆慶橋～石切橋）	100 陸閘5か所	東京都建設局 第三建設事務所
2		左	文京区後楽二丁目～水道二丁目 （隆慶橋～華水橋）	130 陸閘8か所	東京都建設局 第六建設事務所
3		右	文京区関口一丁目 （古川橋～華水橋）	30 陸閘3か所	東京都建設局 第六建設事務所

<工事施工>

No	河川名	左右岸	位置（目標）	延長（m）	所管事務所
1	神田川	左	文京区後楽二丁目（白鳥橋）	20	東京都建設局 第六建設事務所
2		右	新宿区新小川町（白鳥橋）	70	東京都建設局 第六建設事務所

第7-18 気象庁が行う警報・注意報発表基準一覧表

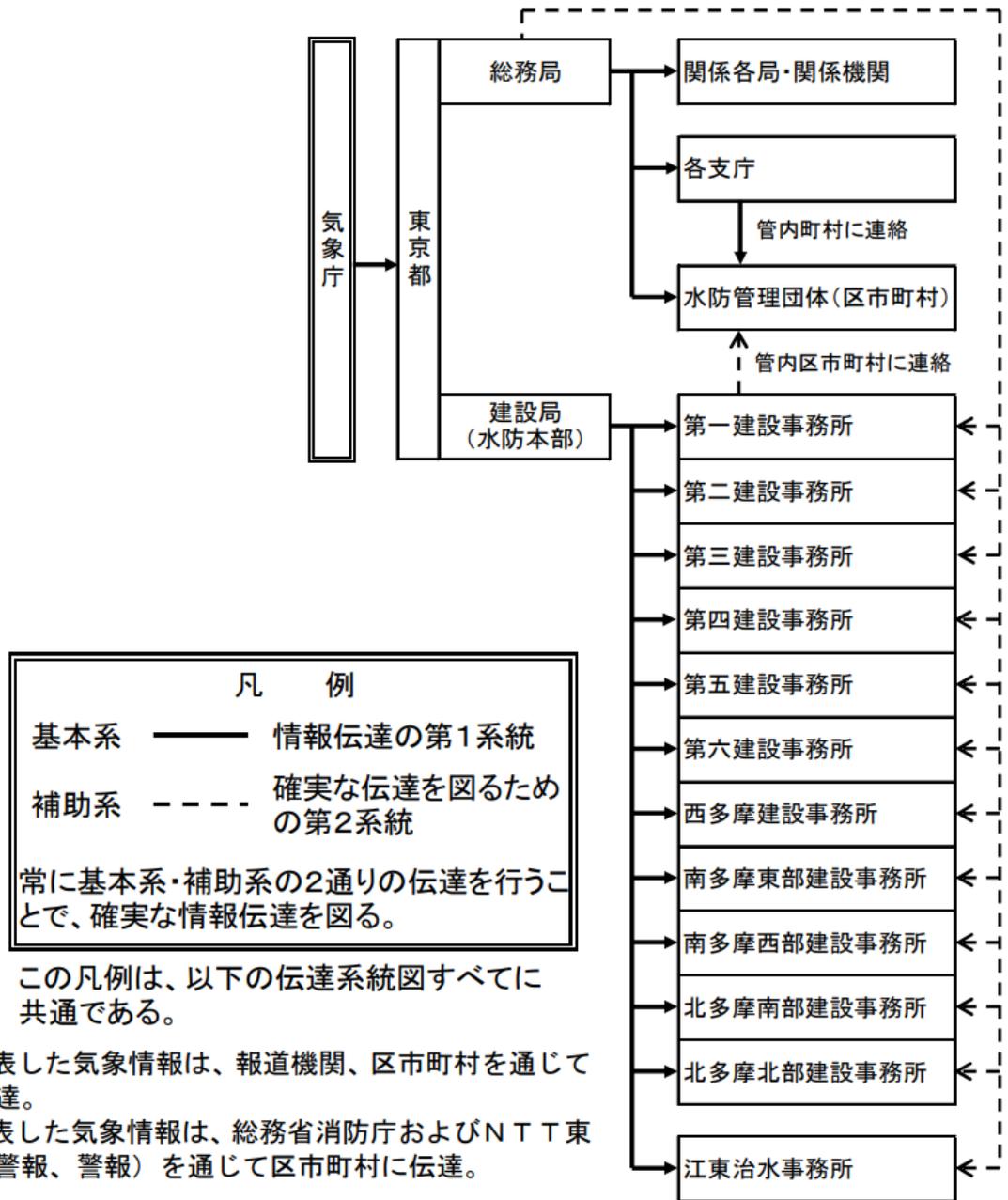
令和5年6月8日現在
発表官署 気象庁予報部

文京区	府県予報区		東京都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村等をまとめた地域		23区西部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1		神田川流域=(11, 22.1)
		指定河川洪水予報による基準		神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	暴風	平均風速		25m/s
	暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		4.0m*2
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	119
	洪水	流域雨量指数基準		神田川流域=22
		複合基準*1		神田川流域=(7,179)
		指定河川洪水予報による基準		
	暴風	平均風速		13m/s
	暴風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		2.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%		
	なだれ			
	低温	夏期(平均気温): 平年より 5℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
霜	晩霜期 最低気温 2℃以下			
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃の時			
記録的短時間大雨情		1時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

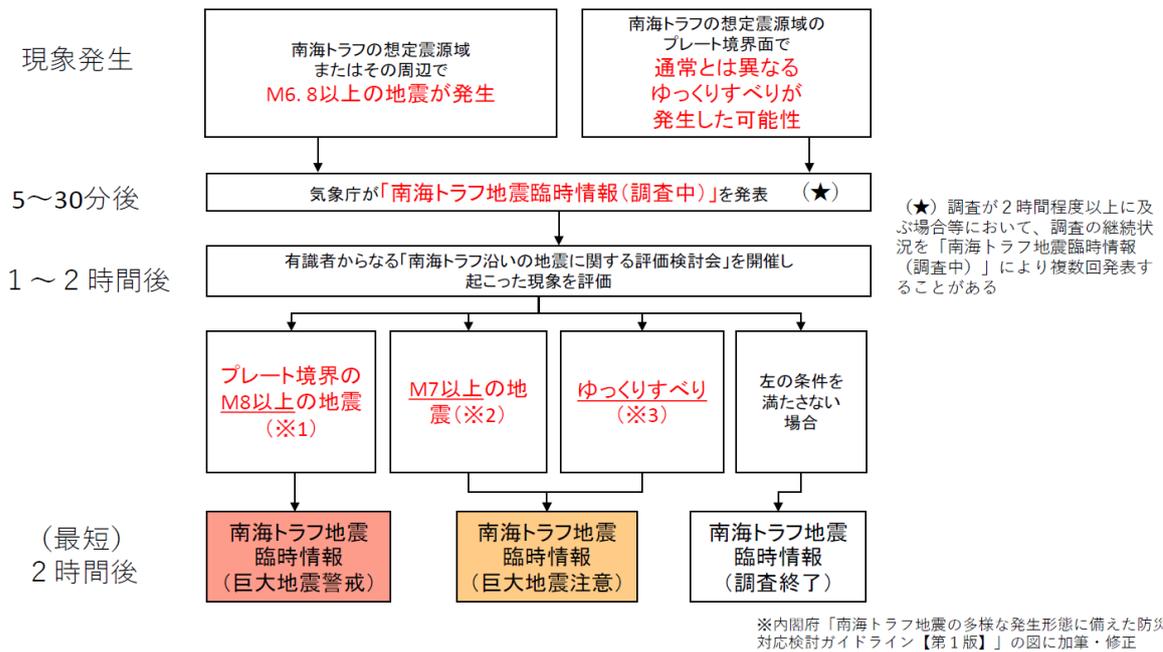
*2 東京都が定める基準水位観測所(辰巳水門)における高潮特別警戒水位(3.2m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

第7-19 気象情報伝達系統図



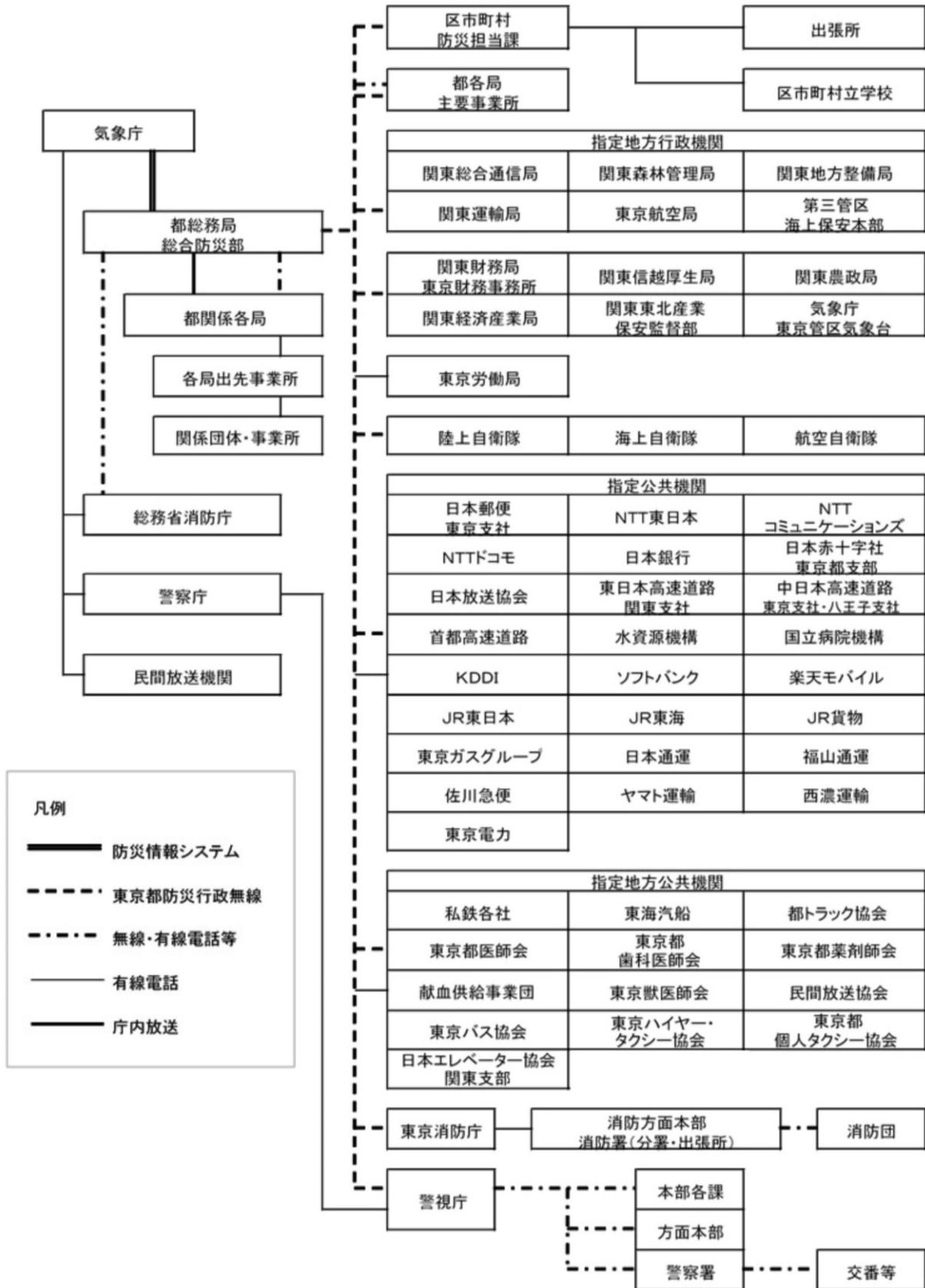
※資料引用：令和5年度東京都水防計画

第7-20 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

第7-21 南海トラフ地震に関連する情報の連絡伝達系統図



※資料引用：東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)[本冊]、東京都防災会議、p731

第7-22 区及び指定地方行政機関等の電話番号一覧表

(令和6年3月31日現在)

機 関 名	代 表 電 話	正 連 絡 先		副 連 絡 先		宿 日 直 等 の 電 話
		部 係	課 名 電 話	部 係	課 名 電 話	
文 京 区 役 所	(3812)7111	総 務 部 防 災 課	(5689)6850	総 務 部 防 災 課	(5803)1179	(3812)7111
水道局文京営業所	(5840)8021	営 業 担 当	(5840)8021			中 央 支 所 給 水 課 (3256)6162
下 水 道 局 北 部 下 水 道 事 務 所	(5820)4341	庶 務 課 庶 務 係	(5820)4345	文 京 出 張 所	(5976)2516	
建 設 局 第 六 建 設 事 務 所	(3882)1152	工 事 課	(3882)1408	補 修 課	(3882)1157	
警 視 庁 第 五 方 面 本 部	(5840)0110		(5840)0110	庶 務 係	(5840)0110	(5840)0110
富 坂 警 察 署	(3817)0110	警 備 課	(3817)0110	警 務 課	(3817)0110	(3817)0110
大 塚 警 察 署	(3941)0110	警 備 課	(3941)0110	警 務 課	(3941)0110	(3941)0110
本 富 士 警 察 署	(3818)0110	警 備 課	(3818)0110	警 務 課	(3818)0110	(3818)0110
駒 込 警 察 署	(3944)0110	警 備 課	(3944)0110	警 務 課	(3944)0110	(3944)0110
東 京 消 防 庁 第 五 消 防 方 面 本 部	(3590)0119	指 揮 隊	(3590)0119	指 揮 隊	(3590)0119	(3590)0119
小 石 川 消 防 署	(3812)0119	警 防 課	(3812)0119	総 務 課	(3812)0119	(3812)0119
本 郷 消 防 署	(3815)0119	警 防 課	(3815)0119	総 務 課	(3815)0119	(3815)0119
陸 上 自 衛 隊 第 一 師 団 第 一 普 通 科 連 隊	(3933)1161					
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 東 京 東 支 店 設 備 部	(5846)8762	台 東 サ ー ビ ス セ ン タ (運 営)	(5846)8762			災 害 時 等 連 絡 先 (3834)9331
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 東 京 総 支 社	(6375)5429	業 務 総 括 グ ル ー プ	(6375)5429			(6375)5409
東 京 ガ ス 株 式 会 社 東 部 支 店	(3633)4993	総 務 広 報 部	(3633)4993			(0570)002211
交 通 局 上 野 御 徒 町 駅 務 区	(3834)6485		(3834)6485			
関 東 地 方 整 備 局 東 京 国 道 事 務 所	(3512)9090	防 災 情 報 課	(3512)9064			道 路 情 報 室 (3512)9065
首 都 高 速 道 路 株 式 会 社 東 京 西 局	(3264)8201	総 務 ・ 経 理 課 渉 外 担 当 課 長	(3264)8283	総 務 ・ 経 理 課 課 長 代 理	(3264)8201	(3264)2750 交 通 管 制 室
東 京 地 下 鉄 株 式 会 社 後 楽 園 駅 務 区	(3812)1722					
日 本 郵 便 株 式 会 社 小 石 川 郵 便 局	(3815)7153	総 務 課				
日 本 郵 便 株 式 会 社 本 郷 郵 便 局	(5689)0303	総 務 部				